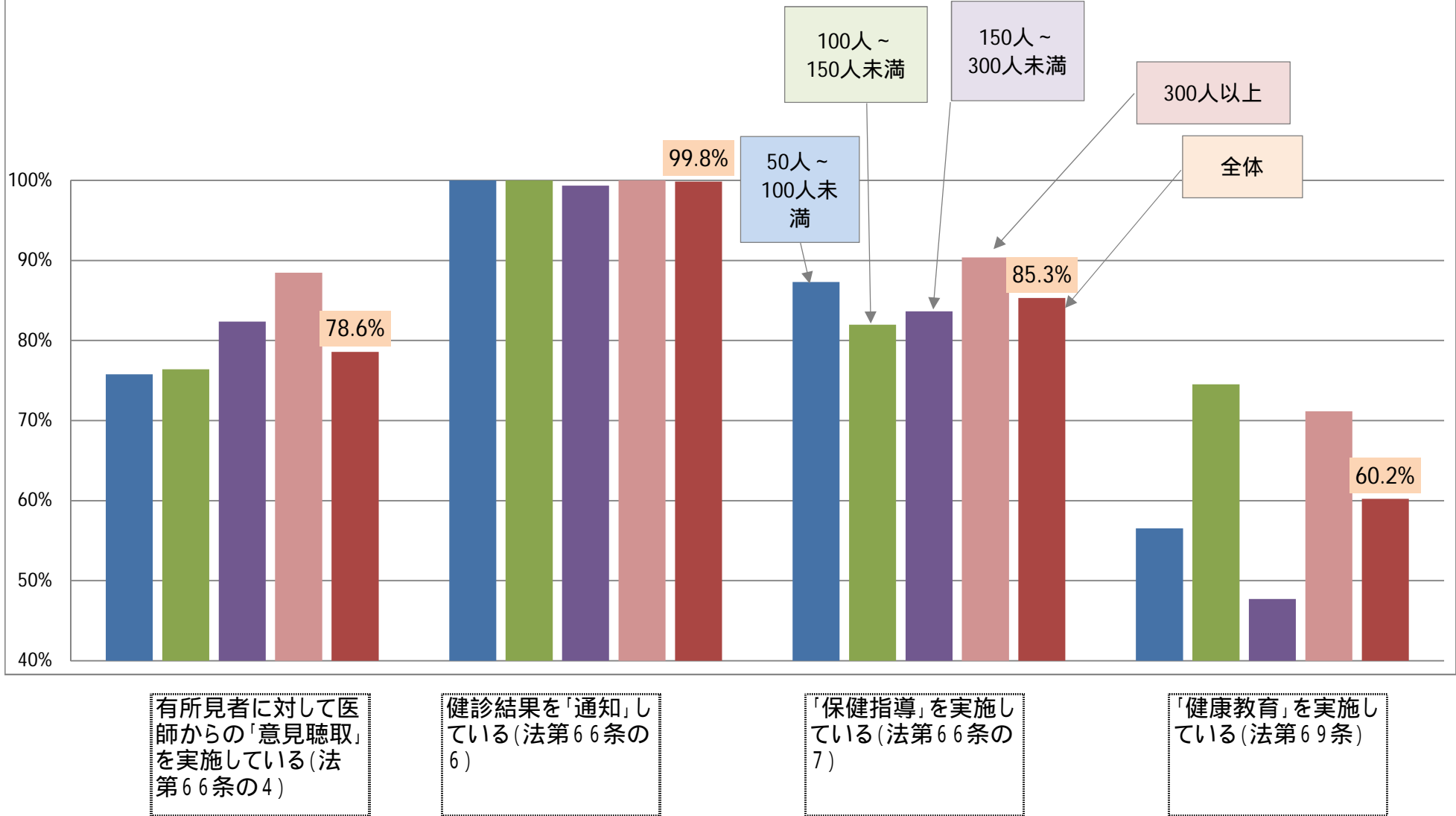


資料 健康づくりアンケート結果（項目別・規模別 平成22年度から平成24年度実施）



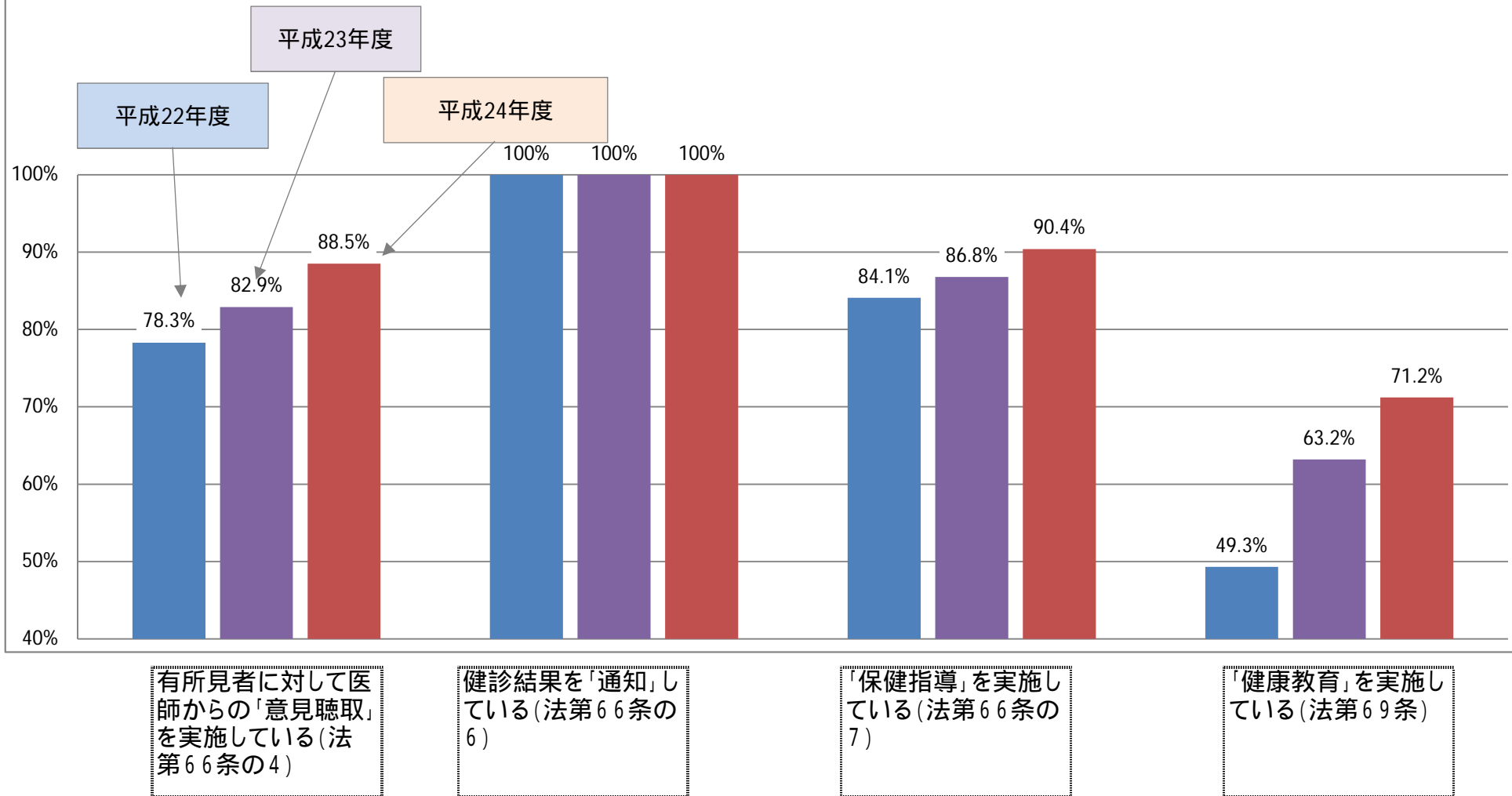
有所見者に対して医師からの「意見聴取」を実施している(法第66条の4)

健診結果を「通知」している(法第66条の6)

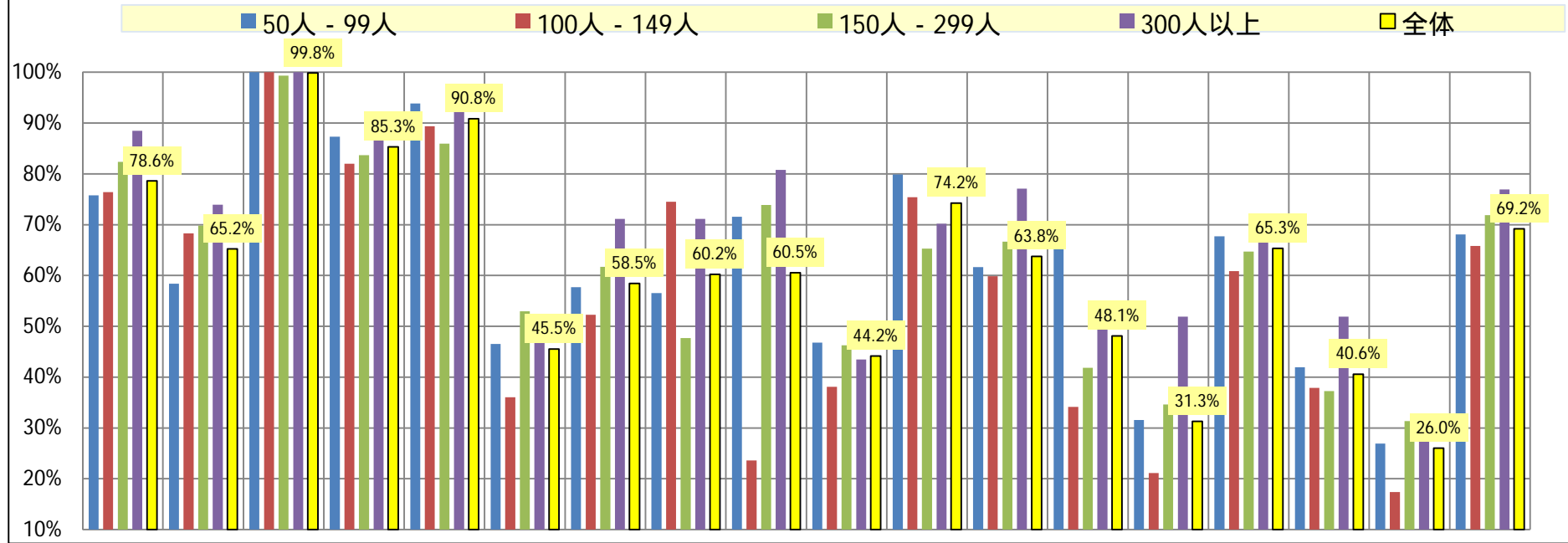
「保健指導」を実施している(法第66条の7)

「健康教育」を実施している(法第69条)

資料 健康づくりアンケート結果（項目別の推移 労働者300人以上の事業場）

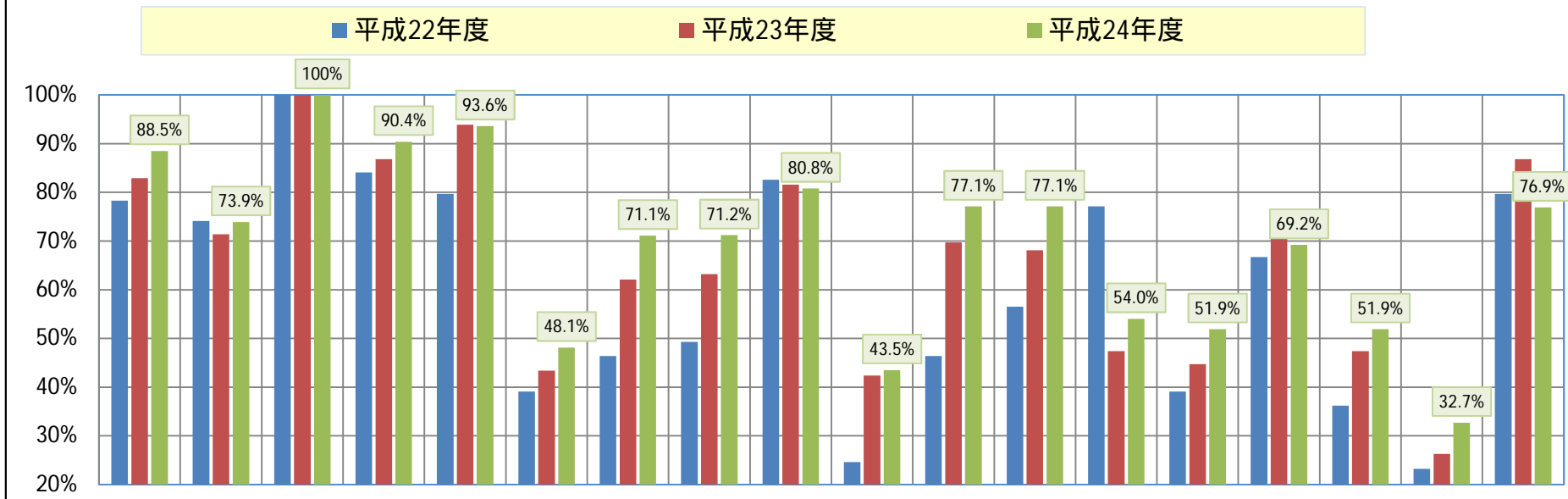


資料 健康づくりアンケート結果(平成22年度から平成24年度実施)



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
有所見者に対して医師からの「意見聴取」を実施している(法第66条の4)	1のうち労働時間の短縮などの「事後措置」を実施している(法第66条の5)	健診結果を「通知」している(法第66条の6)	「保健指導」を実施している(法第66条の7)	4のうち食事指導等保健指導の「充実」を図っている	3又は4のうち保健指導後に「労働者自信が健康保持」に取組んでいる	4のうち保健指導「遵守」の指示を行っている	「健康教育」を実施している(法第69条)	「健康相談」を実施している	8又は9のうち教育や相談後に「労働者自信が健康保持増進」に努めている	8又は9のうち健康教育を「有所見者以外」にも実施している	4又は8又は9のうち「個々の労働者に応じた」保健指導等を実施している	6及び10のうち取組の「把握と指導」を実施している	「健康づくり計画」を策定している	毎月「産業医」が健康相談等を実施している	労働衛生週間等に「啓発や健康相談等」を実施している	労働者自信の取組を「評価」している	事業場の取組の評価を行い、今後の計画へ「反映」する予定である

資料 健康づくりアンケート結果(労働者300人以上の事業場)



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
有所見者に対して医師からの「意見聴取」を実施している(法第66条の4)	1のうち労働時間の短縮などの「事後措置」を実施している(法第66条の5)	健診結果を「通知」している(法第66条の6)	「保健指導」を実施している(法第66条の7)	4のうち食事指導等保健指導の「充実」を図っている	3又は4のうち保健指導後に「労働者自信が健康保持」に取組んでいる	4のうち保健指導「遵守」の指示を行っている	「健康教育」を実施している(法第69条)	「健康相談」を実施している	8又は9のうち教育や相談後に「労働者自信が健康保持増進」に努めている	8又は9のうち健康教育を「有所見者以外」にも実施している	4又は8又は9のうち「個々の労働者に応じた」保健指導等を実施している	6及び10のうち取組の「把握と指導」を実施している	「健康づくり計画」を策定している	毎月「産業医」が健康相談等を実施している	労働衛生週間等に「啓発や健康相談等」を実施している	労働者自信の取組を「評価」している	事業場の取組の評価を行い、今後の計画へ「反映」する予定である